

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第21号**

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 略 2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。 （1）～（3） 略 <u>（4） 公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りすることができる場所（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路を除く。）において、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為</u> 3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成13年1月1日から施行する。</u></p>	<p>（定義） 第2条 略 2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。 （1）～（3） 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成13年1月1日から施行する。</u> <u>（この条例の失効）</u> 2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。